



# ワーケーション・テレワーク利用者向け 『まちなかワークスポット』のご案内

下田市では、ICT や通信環境の発展、企業の働き方改革などが進み、テレワーク等による場所を選ばない働き方が急速に広がっている中で、地方において「仕事 + 休暇、地域体験等」を行う「ワーケーション」のメッカづくりに取り組んでいます。ワーケーションで下田を訪れた皆様、テレワークで仕事をする皆様が、まちなかで気軽に「仕事」ができる場所として、Wi-fi や電源の設備、ビジネス用スペースを備えた『まちなかワークスポット』を開設しています。お気軽にご利用ください。

## <ご利用いただける方>

ワーケーションやテレワークによるビジネスユースの方  
(※学習や娯楽の目的ではご利用になれません)

## <ご利用方法>

裏面の『まちなかワークスポット』利用規程をご覧ください。



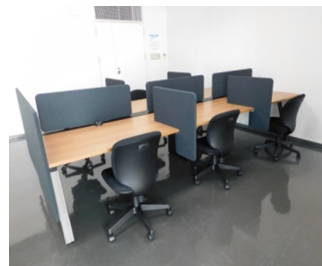
## 【下田市民文化会館】

- ・施設住所 下田市4丁目1-2
- ・設置場所 文化会館1階ロビー
- ・開設時間 9時から17時
- ・休館日 毎週月曜日 (月曜日が休日の場合は火曜日)
- ・利用料 無料
- ・設備等 机、椅子、Wi-Fi、電源コンセント
- ・併設施設 喫茶コーナー・会議室 (有料)
- ・連絡先 下田市民文化会館事務室 電話 0558-23-5151



## 【道の駅開国下田みなと】

- ・施設住所 下田市外ヶ岡1-1
- ・設置場所 2階デッキ ギャラリー1
- ・開設時間 9時から17時
- ・休館日 なし
- ・利用料 無料
- ・設備等 机、椅子、Wi-Fi、電源コンセント  
個室型テレワークボックス「RemoteworkBOX」※
- ・併設施設 道の駅、観光案内所、飲食施設 (有料)
- ・連絡先 道の駅開国下田みなと事務室 電話 0558-25-3500



▶RemoteworkBOX の予約はこちら  
オンライン会議等の際にご利用ください。

【事業担当窓口】※本事業に係る問い合わせは下記へお願いします。

下田市役所 産業振興課 地域経済促進係

住所：415-8501 下田市東本郷1丁目5番18号

電話：0558-22-3914 FAX：0558-22-3910 メール：[sangyou@city.shimoda.lg.jp](mailto:sangyou@city.shimoda.lg.jp)

下田市ホームページ <https://city.shimoda.shizuoka.jp>

# 『まちなかワークスポット』利用規程

下田市では、ワーケーションで下田を訪れた皆様に、まちなかで気軽に「仕事」ができる場所を提供することを目的に、2か所の『まちなかワークスポット』を開設しました。

皆様に気持ちよく使用していただけますよう、ご利用にあたり、下記の利用規程をご確認ください。

## ご利用ガイド

### 1 ご利用いただける方

ワーケーションやテレワークによるビジネスユースの方（※学習や娯楽目的ではご利用になれません）

### 2 ご利用の流れ

#### ①ご利用を希望される施設に連絡し、利用の可否をご確認ください。

※直接窓口で申し込みできますが、事情によりご利用いただけない場合もあります。



#### ②施設の受付で申込みを行い、引換えに利用者証（Wi-Fi アドレス）をお受け取りください。



#### ③施設の案内により、指定されたスペースをご利用ください。

※道の駅開国下田みなとに設置の個室型テレワークボックスを利用する場合は表面 QR より予約してご利用ください。

個室型テレワークボックスのみを使用する場合も②の手続をお願いします。



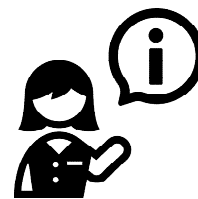
#### ④利用終了後、利用者証を窓口に返却してください。

### 3 ご利用料金

利用料金は無料です。

### 4 その他

- ・座席等限られたスペースです。より多くの方にご利用いただけますようご協力をお願いします。
- ・道の駅開国下田みなとのワークスポット内の個室型テレワークボックスは、多くの方にご利用いただけますよう長時間の利用はお控えください。（オンライン会議などにご活用ください。）



### ◆ご利用時のお願い ☆コロナ感染症対策等、施設利用規則の遵守をお願いします。

ご利用にあたって、以下の事項は禁止されていますので、ご配慮をお願いします。

- ・飲酒した後、飲酒しながらの利用（※お酒以外の飲み物、お食事は可能です）
- ・大声で騒いだり、音楽を大音量で流したりすること
- ・他人に不快を及ぼす服装、臭気の発生
- ・可燃物、危険物の持ち込み、使用
- ・政治、宗教、営業等の勧誘行為
- ・施設の設備、備品の破損、汚損、持ち帰り等
- ・許可された場所以外の立ち入り禁止区画への立ち入り